

27 監 第 7 1 号
平成 27 年 6 月 23 日

県関係団体の長 様

長崎県土木部長



元請負人及び下請負人の間における労働災害防止対策の実施者及び
その経費の負担者の明確化に係るパンフレットの送付について

厚生労働省及び国土交通省により、改訂ガイドラインの概要をまとめたパンフレット「安全な建設工事のために 適切な安全経費の確保が必要です」が作成されましたので、別紙のとおり送付致します。

このパンフレットは、改正品確法の基本理念として、下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善が追加されたことを受け、国土交通省において「建設業法令順守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」を改定し、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確化したことを説明したものです。

つきましては、法改正の趣旨及び改正ガイドラインの内容をご理解いただき、当パンフレットの活用により、適正な下請契約の締結及び適切な代金の支払いなど元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努められるよう、引き続きご指導方よろしくお願い致します。

なお、当ガイドラインの詳細につきましては、国土交通省のホームページ
(URL http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html) に掲載されております。

問い合わせ先
長崎県土木部監理課
建設業指導班 井上
電話(095)894-3015

基安安発 0615 第 4 号
国土建推第 11 号
平成 27 年 6 月 15 日

都道府県建設業担当部局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

元請負人及び下請負人の間での労働災害防止対策の実施者及び
その経費の負担者の明確化に係るパンフレットの作成について

建設業における労働災害の防止を図るため、厚生労働省では、「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成 7 年）により、請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等を指導してきましたが、これに加え、平成 25 年度を初年度とする第 12 次労働災害防止計画において、建設業の発注者に対し、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算し、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して対応することとしています。

また、平成 26 年度に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、基本理念として、下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善が追加されました。これを受け、国土交通省では平成 26 年 10 月に「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」を改訂し（以下「改訂ガイドライン」といいます。）、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化についての考え方を示しました。

今般、厚生労働省及び国土交通省では、改訂ガイドラインの概要をまとめたパンフレット「安全な建設工事のために 適切な安全経費の確保が必要です」を別添のとおり作成しましたので、貴都道府県建設業担当部局におかれましては、これを活用し、貴都道府県の建設業者に対して元請負人（いわゆる「一次下請」以下の下請であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合、「元請負人」となります。）、下請負人の間で、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化が図られるよう、発注者及び元請負人に周知、指導されたく、要請します。